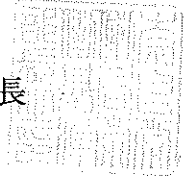


奈労基発0609第2号
令和3年6月9日

各団体の長 殿

奈良労働局労働基準部長



有害物ばく露防止対策補助金の実施に係る周知について（協力要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、金属アーク溶接等の作業で発生する溶接ヒュームは、国際がん研究機構（LARC）により発がん性が指摘されるとともに、神経機能障害が多数報告されていることから、本年4月の特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）等の改正により、特定化学物質として規制されるとともに、屋内で継続的に行われる金属アーク溶接作業については、溶接ヒュームのばく露測定、測定結果に応じた呼吸用保護具の使用等が義務付けられ、順次施行されることとなりました。

今般、改正特化則の経過措置期間中の中小企業におけるばく露防止措置の取り組みを支援するため、別添のとおり、溶接ヒュームばく露測定に要する費用の一部を補助する「有害物ばく露防止対策補助金」を委託事業により実施いたします。

つきましては、屋内で継続的に金属アーク等作業を行う中小企業者の皆様にご利用いただけるよう、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。